

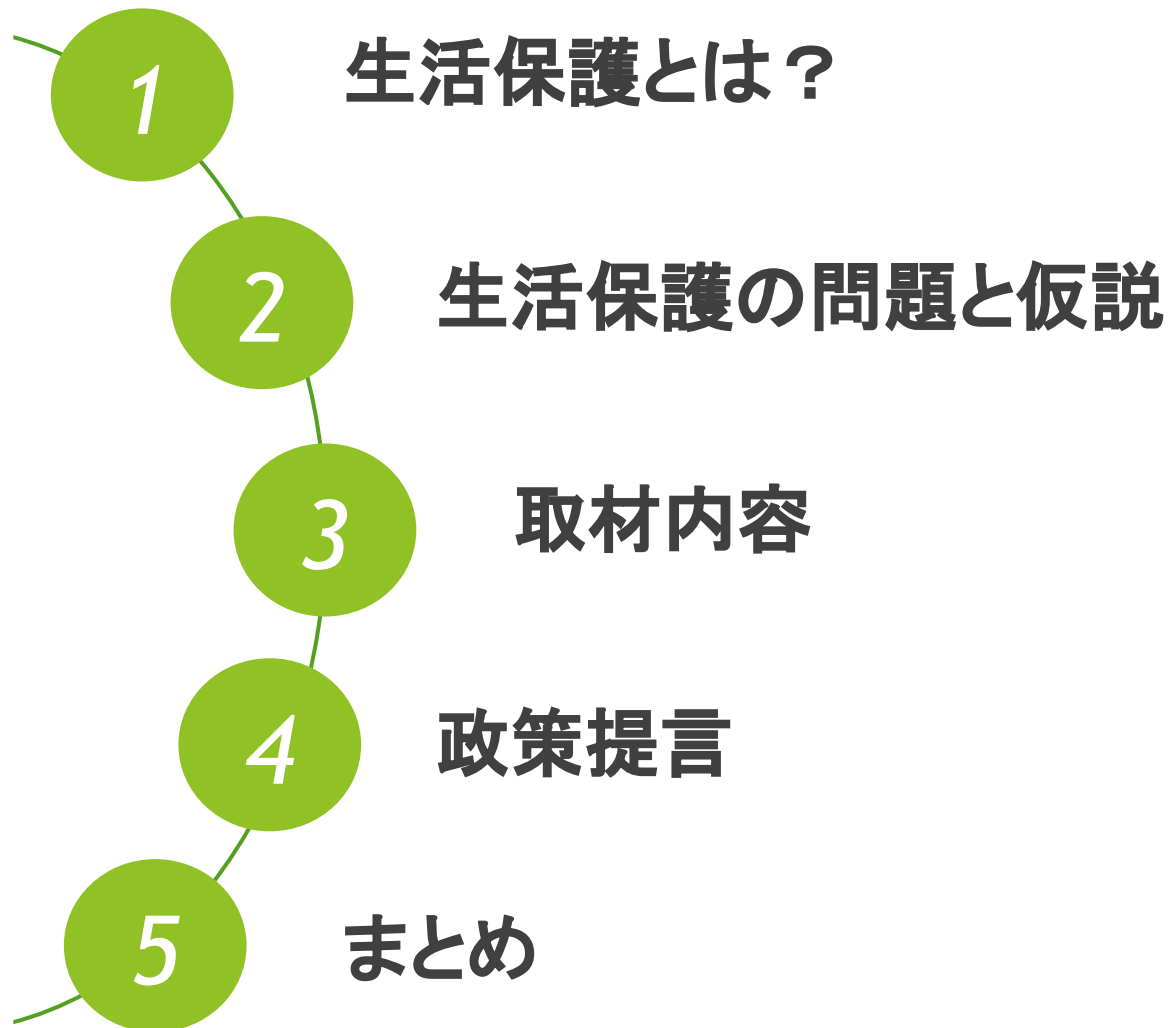
# 生活保護班

有浦梨花、國分輝歩、高瀬永吉、間根山晴基

奥泉海斗、佐藤慶、吉田滯生

石川絢大郎、大久保七海、金沢玲花、山本有海、吉富蒼

# 発表の流れ



## そもそも生活保護とは？

生活に困窮する国民に対し、  
その困窮の程度に応じて  
必要な保護を行い、  
健康で文化的な最低限度の生活を  
保障するとともに、自立を助長する制度

# 日本の生活保護受給率

わずか

**1.62%**

令和令和5年1月時点  
厚生労働省の被保護者調査に基づく数値

厚生労働省 生活保護の被保護者調査

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2023/dl/01-01.pdf>)

# スティグマとは??

差別や偏見と訳される言葉で、個人の特徴に対して周囲から  
否定的な意味づけをされること



古代ギリシアでは「身分の低い者」  
の意味で使用されていた

# 生活保護制度のスティグマとは??

スティグマ =

受給の事実を知られることにより  
不当な扱いを受けることを恐れて  
生活保護申請をしづらくなること

# 生活保護制度の日本における運用方法

扶養照会

## ① 扶養照会とは??

生活保護を申請した人や、受給が決まった人に関して  
自治体はその親族に仕送りが可能か聞く仕組み

しかし・・・

親族への扶養照会がなくても生活保護は受けられる

扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものと定められており、  
扶養照会は「保護の要件」とは異なる位置づけのもの



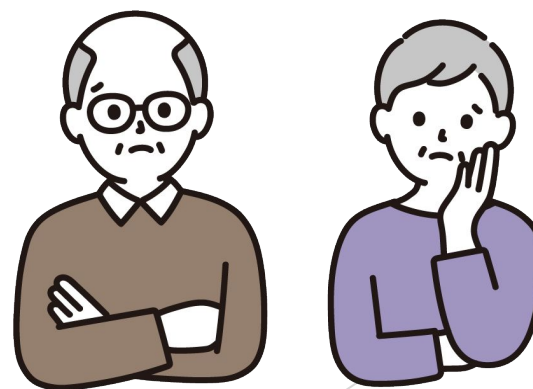
# 扶養照会が生活保護受給の 大きな心理的ハードルに

扶養照会によって  
親族に生活保護受給について  
知られることから、  
申請をしないという人も



# 親族の中の扶養が期待できない例

- ・扶養義務者の特色（非稼働者、高齢者など）
- ・10年程度音信不通である等、明らかに扶養ができない者
- ・扶養の求めにより明らかに要保護者の自立を阻害する者



# 仮説

スティグマが根強く残るために  
**扶養照会**が生活保護に対する  
大きな心理的ハードルとなって  
漏給を引き起こしている  
のではないか



# 私たちの考え

扶養照会の撤廃

現行制度でもできること

# 扶養照会の撤廃

## ▶ 制度の効果に対する疑問

- ▶ 扶養義務者数: **3.8 万人**のうち、扶養照会に応じた件数: **約 1.0 万件**であり、そのうち金銭的援助が可能と回答した件数: **約 600 件 (約1.6%)**

厚生労働省 参考資料 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000755813.pdf>)

## ▶ 制度が活かされている部分が必ずしも 扶養照会でしか実現できないことではない

- ▶ 扶養照会を存続させたい理由が「緊急連絡先が把握できるから」  
「精神的援助につながる場合があるから」など

## 現行制度でもできること

- ▶ 急進的な改革は現場がついてこられない可能性がある
- ▶ ステイグマをさらに煽る可能性

⇒ 現行制度でも行えることを考える

# 取材先の選定

地方自治体での生活保護関連の問題意識  
(〇〇市福祉局生活福祉部様)



現場レベルでの生活保護の現状把握  
(認定NPO法人自立生活サポートセンターもやい様)



扶養照会を理由とする生活保護申請の拒否が  
どのように扱われているかを把握  
(一般社団法人つくろい東京ファンド様)

〇〇市福祉局  
生活福祉部様



Q:生活保護申請の対応にあたる中で  
どのような問題が起きている？

A. 近年多いのは、  
親族関係の希薄化  
+  
家族関係の複雑化

## ● 当日の活動内容

- 配給食糧の袋詰め
- お渡し(635名)
- 職員の方へのインタビュー



認定NPO法人自立生活サポート  
センター・もやい様

## ●取材先の概要

「日本の貧困問題を  
社会的に解決する」

生活相談／  
支援事業

入居支援事  
業

交流事業

広報／啓発  
事業



当日取材させていただいたこと

## Q1:コロナ明けの参加者の傾向にどんな変化が？

### A:年齢層の変化

コロナ禍:アパートやネットカフェで生活していた日雇いや非正規の方が、  
**職を失ったこと**によって参加されていた。



現在:段々と職を取り戻し始めているが、**新たに若年層の参加者が増えている。**

← 家庭環境が悪いために家に居場所がない若者が増えていることが原因だと考えられる



## Q2: 私的機関だからこそできるとは？

**A:現場を見た上でその現場に合わせた活動を行える**

▶しかし国や地方公共団体で完結し我々が必要なくなることが理想

⇔ 公的機関は現場を知らずに政策を打ち立てる場合が多く存在

▶もやいは都庁下で活動を行っているが、許可は得ていない。

**許可を得ることのメリット < 降りなかった場合のデメリット**

## Q3:ステイグマ問題 当事者たちは？

### A:生活保護は受けにくい現状

- ▶「生活保護は悪だ」  
「生活保護を受けている者はだらしがない」といったイメージ
- ▶ 生活保護の受給を拒む理由・・・扶養照会の存在  
扶養照会がなくなることが理想  
だが近年では扶養照会を行わない場合も増えてきており、  
それを伝えると生活保護申請につながった事例も



## Q4: スティグマ問題とメディアSNSとの関係は？

### A: 正しい情報が流れない

- ▶ 視覚障害のため正しい情報を手に入れられなかった人  
＝「不正受給者」に一括り
- ▶ 内部事情を含め、  
**「情報の内容」「どの情報が拡散されるべきか」**  
を考えて拡散してほしい

## Q5: 信頼を得るために意識していることは？

**A: 無理強いはしない**

→「この団体は大丈夫だ」と思ってもらうことが必要

- ▶ 相談会を**無料**で行っていることを強調
- ▶ **同じ曜日・時間**に行うことで安心してもらう



## 取材の気づき

- ▶ 600～700人という大規模な配給が行われている  
→資金、人手の持続性の限界
- ▶ 配給をきっかけに相談の心理的ハードルを低くする  
→生活保護制度自体のハードルの高さ
- ▶ 貧困ビジネスや宗教勧誘の横行  
→さらなる困窮状態へ陥る
- ▶ メディアの果たす役割  
→要保護者への配慮のもと見直していく必要がある

(家族関係の希薄化は、どの取材先からも得られた共通項)



一般社団法人  
つくろい  
東京ファンド様

# ●取材先の概要

「市民の力でセーフティネットの  
ほころびを修繕しよう！」

路上生活者支援活動

個室シェルター運営

「カフェ潮の路」等の  
運営によるホームレス  
経験者の居場所づくり



## ●当日の活動内容

- ・ご担当者様への取材
- ・施設見学





## お話を伺った方:小 林美穂子様

- ▶ 「つくろい東京ファンド」メンバー
- ▶ 「カフェ潮の路」コーディネーター
- ▶ 「カフェ潮の路」はホームレス経験者が働く「仕事場」兼「居場所」

当日取材させていただいたこと



# Q1: 無理矢理扶養照会が行われてしまうという事例を今まで取り扱われたことがあるか？

## A: ○○区○○事務所の不適切対応

- ○○区の○○事務所に生活保護を申請し、その際扶養照会拒否の申出書を提出しようとしたところ、文書の受け取りを拒否され、後日扶養照会を強行されてしまった。
- その中で、「このまま申請書を諦めなかったら生活保護の手続きを進めない」旨の発言や、途中で職員が去ったため部屋に一人残されてしまったり、あたかも扶養照会が生活保護受給の要件であるような書き方を指摘する話し合いにも応じなかった。
- 扶養照会拒否の申出書のような書類は申請者の意思が表示されたものであり、書類の受理拒否は申請者の尊厳を踏みにじる行為であると言える。

**Q1:無理矢理扶養照会が行われてしまうという事例を今まで取り扱われたことがあるか？**

## **A:〇〇市〇〇区の実例**

- 扶養照会を拒否しようとした時に強行されてしまった場合の実例。対応した職員の威圧的な態度が録音データから読み取れた。
- 申請者の意思を尊重しない対応。またDVに対する認識の甘さも憂慮される

**Q2:生活保護受給者に対する対応が区ごとに異なる現状。記載内容の統一が図られるべきという我々の認識は正しいか。その内容について政府が決められるべきか。**

**A:現在は自治体に運用を任せている状況。厚生労働省が中心となって統一すべき。**

# 扶養照会の今後について小林様の意見

- 扶養照会は**撤廃**すべき。
  - 厚労省が扶養照会を「しなくてもよい」としても、扶養照会を「撤廃」していない現状では、扶養照会が生活保護を受ける上での障壁となり続ける。
- ⇒つくろい東京ファンドの調査でも、扶養照会が生活保護を受給する上での大きな障壁になっていることが明らかだった。

# 小林様の支援活動に対する想い

- 生活困窮者の拡声器、盾になるための支援活動を継続
- 「制度は必要だから作られて、使わないと意味がない」  
〇〇区生活援護課前課長 〇〇氏

# 政策提言①

生活保護のしおりのマニュアル化

# 問題点1: しおりの書き方が統一されていない

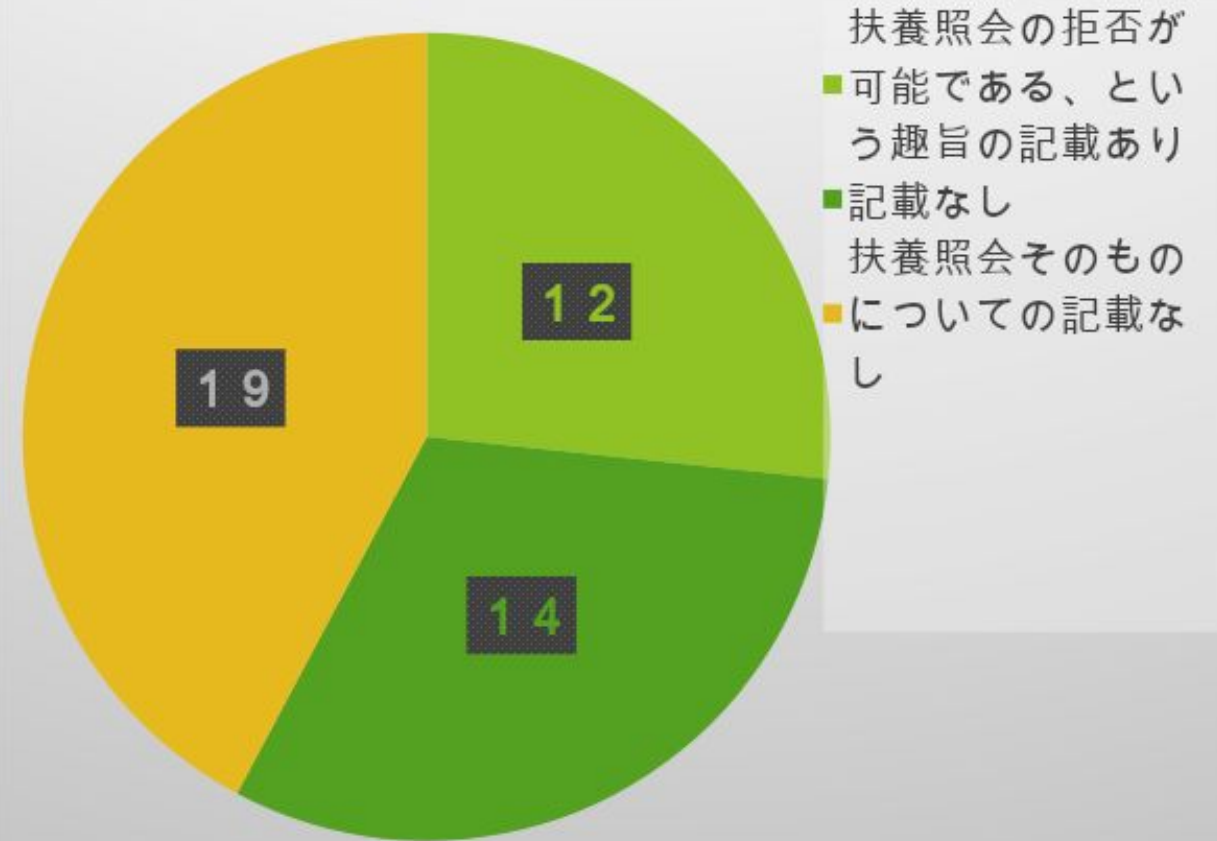
- ▶ 生活保護のしおりの書き振りは自治体によって**バラバラ**
- ▶ スティグマの原因の一つである「扶養照会」に関する説明は、、、

独自調査

調査数全国45自治体

(東京都、大阪府、広島県、神奈川県)

扶養照会に関する記載 ( 45自治体のうち )



## 問題点2: 扶養照会がまるで 「要件」であるか のような書き振り

- ▶ 2021年の福祉使事務所職員の対応マニュアルの改変により、拒否すれば基本的に扶養照会は行われないこととなった。
- ▶ 自治体によってしおりの書き振りは異なり、扶養照会がまるで要件であるような書き方のしおりも多く存在する。

### 調査

申請の手続きがすむと、数日後に地区担当員(ケースワーカー)が、あなたのお宅にうかがって、生活に困っている状況や保護を受けることが必要な状況にあるのかどうかを確認します。また、あなたの世帯の資産について銀行などに照会をしたり、扶養義務者に扶養ができるかどうかをたずねたりします。

引用元:〇〇府〇〇市「生活保護のしおり」

### 【扶養義務者からの扶養援助について】

民法上の扶養義務者である、親や子ども、兄弟姉妹などからの扶養援助は、生活保護より優先しますから、扶養の履行が期待できるときは、その援助を受けてください。

また、生活保護では、同じ生計によって生活をしている人たちを、一つの「世帯」として考えます。原則として、世帯のうち一人だけが生活保護を受けるといったようなことはできません。

なお、暴力団員は、原則として保護を受けることはできません。



# 「しおり作成マニュアル」

- ▶ 必須記載事項を目次として確定、通知
- ▶ PDF化により、紙媒体、WEB上でもアクセス可能に
- ▶ 全てにふりがなを振ることで、より分かりやすく
- ▶ 生活保護に関するお問い合わせ先は、ページの先頭に。
- ▶ 相談先施設の地図があるとより便利。
- ▶ しおりの作成、配布主体は各自治体。

# 必須記載事項

チェック!

困った時の連絡先

生活保護の原則

生活保護を受給する前に

生活保護の利用までの流れ

生活保護費の種類

ケースワーカーの仕事説明

生活保護利用者の権利と義務

こんな時は生活保護が停止・廃止

届出が必要な場合

生活保護費の返還

医療機関の受診の仕方

介護保険サービスの利用にあたって

自立に向けた支援

# 扶養照会に関する事項の書き方

扶養照会をしない場合があることは、厚生労働省の通知で3類型紹介されている。

これが**ケースワーカー**にも、**読者(利用者)**にも確実に届くようにするために、しおりに記載する。

右は、3類型をより噛み砕いた表現にしてしおりに記載した例。

これに加え、厚生労働省の通知や近年の相談内容の蓄積を確実にしおりに反映させるために、しおりのアップデートを定期的に行うことを義務付ける。

## こんな時は、扶養照会しません！

- 1, 扶養義務者が
  - ・生活保護受給者
  - ・社会福祉施設入所者
  - ・長期入院患者
  - ・未成年者、または概ね70歳以上の高齢者
- 2, 扶養義務者と
  - ・縁が切れている等著しく関係不良
  - ・借金などの金銭トラブルがある
- 3, ・扶養義務者との間でDVや虐待等の経緯があり、要保護者の自立が阻害される場合があるとき。

# 政策提言②

扶養照会拒否申出書を生活保護申請書に埋め込む

# 扶養照会拒否申出書の現状

## 民間団体がインターネットに掲載

- 例：つくろい東京ファンド
- この情報にたどり着けた人しか使えない、戦えない

## 扶養照会について意思表示できる文書がある自治体

- 例1：〇〇区
- 例2：〇〇市

## 保護申請書

例:〇〇区

年 月 日

住所 足立区

丁目 番

号

申請者

氏名

次のとおりですから生活保護法による保護の申請(※)  
 (※外国人の場合は「生活に困窮する外国人の生活保護の申請書」)

居住地又は現在地  
(最終住民登録地又は本籍地)

足立区

丁目

(

要  
(被  
)  
保護者

続柄

性別

生年月日

男・  
女

年

月

日

( )

男・

年

月

日

親  
兄  
弟  
姉  
妹  
等  
経  
済  
的  
援  
助  
が  
見  
込  
め  
る  
人  
の  
み

続柄

性別

生年月日(年齢)

住所・電話番号等

男/女年 月 日( )

男/女年 月 日( )

男/女 年 月 日( )

経済的援助が見込める人のみ  
書けるようになっている

例2: ○○市

# 扶養義務者の状況申告書

親族の名前や続き柄を書いて、  
一覧のなかから照会をやめてほしい理由を  
選んで提出できる

## 扶養照会拒否申出書のあるべき姿

生活保護の受給意思がある人が、  
扶養照会に関して  
自らの意思を尊重できる状態



# 扶養照会拒否申出書を 生活保護申請書に埋め込む

＝生活保護を受給したいと考える  
全ての人の手に届く最も簡単な方法

生活保護申請書に厚生労働省の通知をもとにした  
扶養照会拒否申出欄を作成し埋め込む

# 保護申請書

年 月 日

〇〇区〇〇福祉事務所長

申請者	住所	
	氏名	

次のとおりですから生活保護法による保護の申請をします。  
外国人の場合は「生活に困窮する外国人の生活保護の措置について」に基づく措置の申請

居住地または現在地								
要（被）保護者	続柄	性別	生年月日	国籍	健康	職業学校	個人番号	

現在の生計の状況	
----------	--

申請理由	
------	--

## 扶養照会について

親族								
続柄								
被保護者								
施設入所者								
長期入院患者								
被稼働者								
未成年者								
概ね70歳以上								

▶作成例

申請理由		扶養照会について						
扶養照会して欲しくない理由	親族							
	続柄							
	被保護者							
	施設入所者							
	長期入院患者							
	被稼働者							
	未成年者							
	概ね70歳以上							
	すでに借金を重ねている							
	相続をめぐる対立している							
	縁を切られている							
	一定期間音信不通である							
要保護者の自立を阻害する								

- 従来の生活保護申請書の一般的な形のもの下部に埋め込み
- 生活保護申請書にフォーマットの取り決めはないが、扶養照会についての記入欄を設けることを記入欄を設けることを義務化
- 当てはまるものに丸をつける方式
- 厚生労働省の通知に基づき、扶養照会を行わなくてもよいとされた類型に合わせて作成

# まとめ

## 仮説

スティグマが根強く残るために扶養照会が生活保護に対する大きな心理的ハードルとなって漏給を引き起こしているのではないか

扶養照会を撤廃する

現行制度でできること

生活保護のしおりの  
ニュアル化

扶養照会拒否申出書の  
生活保護申請書への  
埋め込み

## まとめ

扶養照会に関して  
生活保護の受給を希望する人が  
扶養照会が保護の要件でないことを理解し、  
自らの意思を尊重できるようになることで、  
生活保護に対する心理的ハードルを下げ、  
生活保護の受給率を上げる